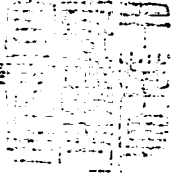


2006年10月30日

千葉県弁護士会

会長 島崎 克美



教育基本法改正法案に関する意見書

1 はじめに

当会は、2006年4月24日に通常国会に上程された教育基本法改正法案（以下「政府案」という）に対して、去る5月23日に「教育基本法改正案の今国会での議決に反対する会長声明」を発した。

これは、教育基本法は我が国の教育についての根本法であり、後に述べるとおり憲法に準じた立憲的性格を有することから、改正するには主権者である国民の間で時間をかけた十分な議論が必要であるところ、政府案が法案提出のわずか2週間前にその全容が発表され、法案についての国民的議論がほとんど尽くされていないという手続き上極めて由々しき問題があったことから、通常国会での採決に反対の意思を表明したのであった。

その後、政府案は特別委員会の議論に付されたものの、その議論は国民にほとんど知られておらず、また国民、特に教育現場の声を聞く手続きがなかったことなどもあり、法案提出から半年経過した現在でもなお国民的議論が十分に尽くされているとは言い難い状況にある。

当会は、政府案のこうした問題に加えて、以下に述べるように、その内容面に関しても多岐にわたる問題点があることを指摘せざるを得ない。

従って、当会は、教育基本法改正の要否を含めて一から国民的議論を行なっていくことを求め、政府案の内容で教育基本法を改正することには強く反対の意思を表明する。

2 教育基本法 성격

教育基本法は、日本国憲法制定の翌年である1947年に憲法の付属法として、憲法と一体をなすものとして制定された。現行の教育基本法の前文では、「(日本国憲法の)理想の実現は、根本において教育の力にまつべき」としてこれを確認していることや、「憲法に則り」「個人の尊厳を重んじ」「真理と平和を希求する」等日本国憲法の理念が法律の随所に記載されていることがこれを裏付けている。こうしたことから、教育基本法は準憲法的性格を有すると言われている。

我が国の憲法は、立憲主義の憲法であり、個人の尊厳と法の支配をその内容とする。立憲主義の憲法とは、個人の人権を守るため国家権力を抑制する法を意味する。そして、教育基本法もまた準憲法的性格を有する法律として立憲主義的性格を有することから、教育における個人の人権を守るために国家権力に対しては抑制的に作用しているのである。

こうした性格に鑑みれば、同法は、国民の十分な議論を経ることなく、そしてその支持を得ずに、時の政府がその都合によって自由に変えてはならない法律なのである。今国会での改正手続きはこうした観点を全く無視するものである。また、立憲主義的性格を損なうような改正は決して許されない。

3 法案の問題点

(1) 教育の目標に徳目を定めることの問題性（2条の改正の問題）

政府案2条は、教育の目的を実現するための目標として、公共の精神、道徳心、日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する態度を育てることなど、個人の意志・意欲や内心にかかわる事柄を「徳目」として列挙し、これを達成すべく教育が行われることを規定している。

この政府案2条が「教育の目標」として掲げる「徳目」は、本来多様性をもつ多義的な概念であって一義的に決定することなどできないものであり、これは正に憲法の保障する精神的自由に属する事柄である。

このような「徳目」が、「教育の目標」として教育基本法に規定されるということは、これを実現するために、国・地方公共団体が、その具体的な内容や価値観・概念を一義的に決定することになり、そうした場合には、教育の現場において、子どもたちに国・地方公共団体が決定した一定の価値観・概念を受け入れることが強制され、畢竟子どもたちの内心が強制されることとなりかねない。

しかも、政府案はその16条により、教育は「この法律および他の法律により行われるべきもの」と定めているため、「徳目」の内容を具体的かつ一義的に法定し、これを子どもたちに強制することが可能となる法構造を持つのである。

このような政府案は、「教育の目標」の名を借りて、法制度やその運用・解釈により、時の政府が設定した一義的な価値観や概念をも子どもたちに強制し、もって精神的自由を侵害することができるという重大な危険をはらむものといわざるを得ない。

さらに、かかる「徳目」が「教育の目標」とされることの影響は甚大である。

まず、政府案における学校教育（6条）には、義務教育（5条）のみならず、大学（7条）、私立学校（8条）まで含んでおり、これら全ての教育課程において、特定の価値観・概念を定めた「徳目」が「教育の目標」として達成されるべく、「体系的な教育」が「組織的に行われ」ることになる。人格形成に重要な幼年期、思春期、青年期のいずれにおいても、子どもたちは内心の強制にさらされ続けることとなるのである。

しかも、政府案によれば「教育の目標」の実現は、学校教育にとどまるものではない。家庭教育（10条）幼児期の教育（11条）社会教育（12条）「学校、家庭および地域住民等の相互の連携協力」（13条）等を通じて社会の人々の生活全般に「教育の目標」の達成の実現が求められることにもなりかねないのである。

このように政府案の「教育の目標」は広範かつ長期的にその実現が要求されるどころ、これを実効化するものとして、政府案17条の「教育振興基本計画」が大いにその効力を発揮するであろう。すなわち、国・地方公共団体が「教育振興基本計画」として、「教育目標」の達成計画を定め、その達成度を評価し、これらの効果的達成を促す予算配分をすることにより、多義的な「徳目」に一定の内容で具体化された「教育の目標」の達成が確実に図られるよう促進することが可能となるのである。

以上のように、政府案は、その運用によって子どもたちの精神的自由を容易に侵害することが可能となる危険な法構造を有しているのであるが、このような精神的自由の侵害の危機を回避あるいは払拭するための方策が制度的に何ら保障されていない点も重要な問題

である。時の政治的影響の下、本来多義的な「徳目」の多様な解釈が排除され、特定の価値観・概念が「教育の目標」とされたならば、これを修正する機会も方法もないまま、子どもたちは内心の強制を甘受せざるをえなくなるのである。

精神的自由の侵害という重大な危険をはらむにもかかわらず、これをチェックし修正するための方策を何ら規定しない政府案には重大な欠陥があるといわざるをえない。

以上のとおり、政府案2条は、その「教育の目標」として掲げる「徳目」が、国や地方公共団体によって一義的にその内容が決定されることにより、憲法の保障する精神的自由（憲法19条、20条、21条、23条）が侵害される危険がある。

(2) 行政の教育内容への過度の介入の危険性（10条の改正について）

現行教育基本法10条1項は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と規定し、2項では「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない。」と規定している。

そもそも教育とは、教師と生徒との人間的な交流を通じて行われるものである。それぞれの子どもの発達の度合いや立場に十分配慮しながら行うものであることから、教師にも一定の教育の自由が保障されなければならない。国家が、教育内容に介入しその内容について過度に干渉することは、こうした教師の教育の自由を阻害することになりかねない。したがって、国家が教育内容へ介入することには、出来るだけ抑制的でなければならないのである。

また、教育の目的は人格の完成を目指すこと、そして主体的に考え行動する人間を育てていくことにある。民主主義が健全に機能するためには、様々な価値観や考え方を理解して、自らの立場を選択していく人間を育てていくことが重要である。国家権力は、多数者の意思を反映して行使される。それは、少数者の立場からみれば一方的なものであり、時には戦前のように国家が誤った考え方により進んでいく場合もある。多様な考え方を否定し、国家が一方的な考え方を教育していくことは、主体的に考える人間を育てていくことを阻害しかねない。教育は、何者によっても利用され、支配されてはならないのである。

旭川学テ最高裁判決も、「政党政治の下で多数決原理によってなされる国政上の意思決定はさまざまな政治的要因によって左右されるものであるから、本来人間の内面的価値に関する文化的な営みとして党派的な政治観や利害によって支配されるべきではなく、教育のそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される」と判示し、この教育の本質を指摘している。

現行の教育基本法10条は、こうした点を踏まえて、教育内容に国家が介入することを抑制し、教育行政の役割を「必要な諸条件の整備へ」と後退させているのである。

ところが、政府案は、その16条において、現行法の「教育は、不当な支配に服することなく」という規定は残したものの、後段の「国民全体に対し、直接責任を負って」という部分を削除した上、「(教育は) 法律の定めるところにより行われる」との規定を加え、同条2項を削除している。政府案によれば、法律によりさえすれば国会が教育、特に教育内容へ介入することを無制限に認めてしまう危険性がある。法律は多数者の意思を反映さ

れたものである。先述のとおり、教育は中立でなければならないところ、法律により自由にその内容を規定することができるのであれば、中立であるべき教育が、時の多数者によって支配されるおそれがあるのである。

また、政府案は、17条において、政府に「教育振興基本計画」を策定する権限を与えている。これにより、政府は教育目標の達成計画、達成度評価、効果的達成を促す予算配分などを通じて、教育に対して更なる介入をする危険性がある。また、教育振興基本計画は、教育現場に対する詳細な指示を内容とするものであり、先述の教育の本質の観点からみても問題がある。しかも、政府の計画の立案、検証の過程で、国民はおろか国会が関与する余地が全くないという問題点がある。

4 結論

以上、本書面でみてきただけでも、政府案には重大な問題がある。

現在の教育を取り巻く状況が多く of 深刻な問題を抱えていることは、国会としても憂慮するものであり、教育改革の必要性については異論がない。しかるに、こうした教育を取り巻く問題の原因を十分に調査・分析することなく、教育基本法を改正することによって行なうという方向性については疑問なしとしない。

むしろ、その原因を取り除くための方策として何が必要か、教育基本法を改正することによって実現できるのかを、国民そして教育現場の声に耳を傾けつつ、時間をかけて十分な議論を行っていくことが、教育改革にとって重要なのである。

したがって、国会としては、憲法に関わる上記問題を含んだ政府案の内容で教育基本法を改正することに強く反対し、これを廃案として、一から国民的議論を行なっていくことを求めるものである。